

第 5 回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

平成 2 5 年 9 月 1 0 日提出

件数 2 8 件

【内訳】議案 2 7 件（条例関係 2 件、決算関係 1 5 件、予算関係 8 件、
その他 2 件）

報告 1 件（平成 2 4 年度決算に基づく健全化比率等）

議案の要旨

条例関係

議案第 101 号	南相馬市復興産業集積区域における市税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
-----------	---

【趣旨】

福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、引用する同法の条に移動が生じたため、必要な改正を行うものである。

【主な内容】

1 改正の内容

引用する法の条に移動が生じたため、次のように改める。（第 1 条及び第 2 条関係）

【改正前】

第 5 1 条

第 5 2 条

【改正後】

第 6 4 条

第 6 5 条

2 施行日

公布の日

議案第 102 号	南相馬市企業立地促進区域及び避難解除区域等における市税の特例に関する条例制定について
-----------	--

【趣旨】

福島復興再生特別措置法の規定に基づく企業立地促進区域及び避難解除区域等において、対象施設等の新設又は増設に係る固定資産税の課税免除を行うため、新たに条例を制定するものである。

【主な内容】

1 条例の概要

定める項目	条・項	内 容
趣 旨	第 1 条	<p>企業立地促進区域¹又は避難解除区域等²に係る固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定める。</p> <p>¹企業立地促進区域とは、避難解除区域、避難指示解除準備区域、居</p>

		<p>住制限区域内の区域で、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進すべき区域（本市では、旧緊急時避難準備区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域）をいう。</p> <p>²避難解除区域等とは、避難解除区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域をいう。</p>
<p>企業立地促進 区域内における 課税免除</p>	<p>第2条</p>	<p>【対象者】 次の要件を全て満たす事業者 企業立地施設等を設置した者（福島県知事の認定を受けた事業者） <u>避難解除等区域復興再生推進事業</u>³を実施する個人事業者又は法人</p> <p>³避難解除等区域復興再生推進事業とは、福島復興再生特措法施行規則第3条各号に掲げる次の事業をいう。</p> <p>第1号 相当数の避難解除区域の住民等を継続して雇用する事業 第2号 先導的な施策に係る事業、地域資源を活用した事業等避難解除等区域の地域経済の活性化に資する事業 第3号 避難解除区域の住民等が日常生活を営む上で必要な商品の販売又は役務の提供に関する事業 第4号 原子力災害により被害を受けた施設等の復旧及び復興に資する事業</p> <p>【要件】 平成25年6月10日（内閣総理大臣へ企業立地促進計画を提出した日）から平成28年3月31日までの間に対象施設・設備等を購入又は建設すること。</p> <p>【対象施設・設備等】 企業立地施設等である家屋 土地（取得日の翌日から起算して1年以内に の家屋の建設に着手すること） 償却資産</p> <p>【課税免除の期間】 新たに固定資産税が課税されることになった年度から5年度分</p>
<p>避難解除区域 等内における 課税免除</p>	<p>第3条</p>	<p>【対象者】 次の要件を全て満たす事業者 福島県知事の確認を受けた事業者（避難指示の対象となった区域に平成23年3月11日において事業所を有していた個人事業者及び法人。） 復興再生施設等を新設又は増設した者</p> <p>【要件】 平成25年5月10日（福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行日）から平成28年3月31日までの間に対象施設・設備等を購入又は建設すること。</p>

		<p>【対象施設・設備等】</p> <p>復興再生施設等である家屋 土地（取得日の翌日から起算して1年以内に の家屋の建設に着手すること） 償却資産</p> <p>【課税免除の期間】</p> <p>新たに固定資産税が課税されることになった年度から5年度分</p>
適用	第4条	<p>固定資産税の課税免除等については、次のいずれか一つの規定を適用する。</p> <p>第2条、第3条の規定による固定資産税の課税免除 南相馬市税特別措置条例第3条の規定による固定資産税の課税免除若しくは第4条の規定による固定資産税の不均一課税 南相馬市復興産業集積区域における市税の特例に関する条例第2条の規定による固定資産税の課税免除</p>
課税免除の申請	第5条	<p>課税免除を受けようとする固定資産税の納税義務者は、規則で定める課税免除申請書を市長に提出する。</p>
附則	第2項	<p>【企業立地促進区域内における課税免除の適用】</p> <p>企業立地促進計画を提出した日から条例施行の日の前日までの間に企業立地施設等を新設、増設した者についても適用する。</p> <p>【避難解除区域等内における課税免除の適用】</p> <p>平成25年5月10日から条例施行の日の前日までの間に復興再生施設等を新設し、又は増設した者についても適用する。</p>
	第3項	<p>【関係条例の改正：南相馬市復興産業集積区域における市税の特例に関する条例の一部改正（第3条関係）】</p> <p>固定資産税の課税免除の適用について、次の条例を加えるもの。</p> <p>南相馬市企業立地促進区域及び避難解除区域等における市税の特例に関する条例第2条又は第3条の規定による固定資産税の課税免除</p>

2 施行日

公布の日

決算関係

議案第103号 平成24年度南相馬市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第104号 平成24年度南相馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第105号 平成24年度南相馬市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第 106 号 平成 2 4 年度南相馬市育英資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 107 号 平成 2 4 年度南相馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 108 号 平成 2 4 年度南相馬市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 109 号 平成 2 4 年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 110 号 平成 2 4 年度南相馬市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 111 号 平成 2 4 年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 112 号 平成 2 4 年度南相馬市太田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 113 号 平成 2 4 年度南相馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 114 号 平成 2 4 年度南相馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 議案第 115 号 平成 2 4 年度南相馬市病院事業会計決算認定について
- 議案第 116 号 平成 2 4 年度南相馬市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 議案第 117 号 平成 2 4 年度南相馬市下水道事業会計決算認定について
- 補正予算関係
- 議案第 118 号 平成 2 5 年度南相馬市一般会計補正予算について
- 議案第 119 号 平成 2 5 年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第 120 号 平成 2 5 年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第 121 号 平成 2 5 年度南相馬市農業集落排水事業特別会計補正予算について

議案第 122 号 平成 25 年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第 123 号 平成 25 年度南相馬市水道事業会計補正予算について

議案第 124 号 平成 25 年度南相馬市病院事業会計補正予算について

議案第 125 号 平成 25 年度南相馬市下水道事業会計補正予算について

その他

議案第 126 号 工事請負契約の締結について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	石神中校舎耐震改修建築主体（第 2 期）工事
施工場所	南相馬市原町区石神字北畑地内
契約の金額	159,600,000 円
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市原町区東町三丁目 4 1 番地 東北建設株式会社

議案第 127 号 工事請負契約の締結について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	防災集団移転促進事業住宅団地造成（萱浜地区（2））工事
施工場所	南相馬市原町区萱浜字六貫山地内
契約の金額	178,500,000 円
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市原町区大町三丁目 3 0 番地 石川建設工業株式会社

報告

報告第8号

平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

【趣旨】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付し、報告するもの。

【主な内容】

1 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	平成24年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	12.59	20.00
連結実質赤字比率	-	17.59	30.00
実質公債費比率	14.4	25.0	35.0
将来負担比率	21.0	350.0	

実質赤字額又は連結実質赤字額は生じておらず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率を「-」と表記

2 資金不足比率

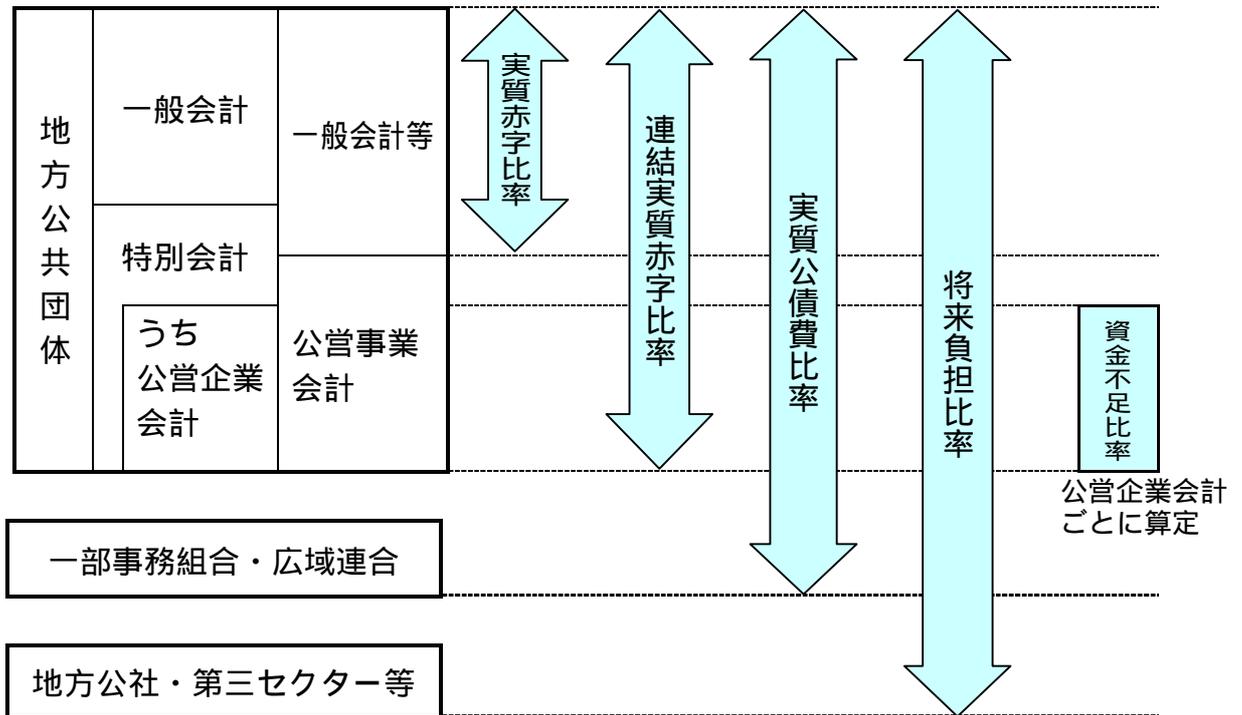
(単位：%)

会 計 名	資金不足比率	備 考
南相馬市水道事業会計	-	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(以下「令」という。)第17条第1号の規定により事業の規模を算定
南相馬市工業用水道事業会計	-	〃
南相馬市病院事業会計	-	〃
南相馬市下水道事業会計	-	〃
南相馬市簡易水道事業特別会計	-	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
南相馬市農業集落排水事業特別会計	-	〃
南相馬市工場用地等整備事業特別会計	-	〃

いずれの会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率を「-」と表記

健全化判断比率等について

1 健全化判断比率等の対象



2 算式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$